

# 「安心ネットづくり」促進プログラムの概要

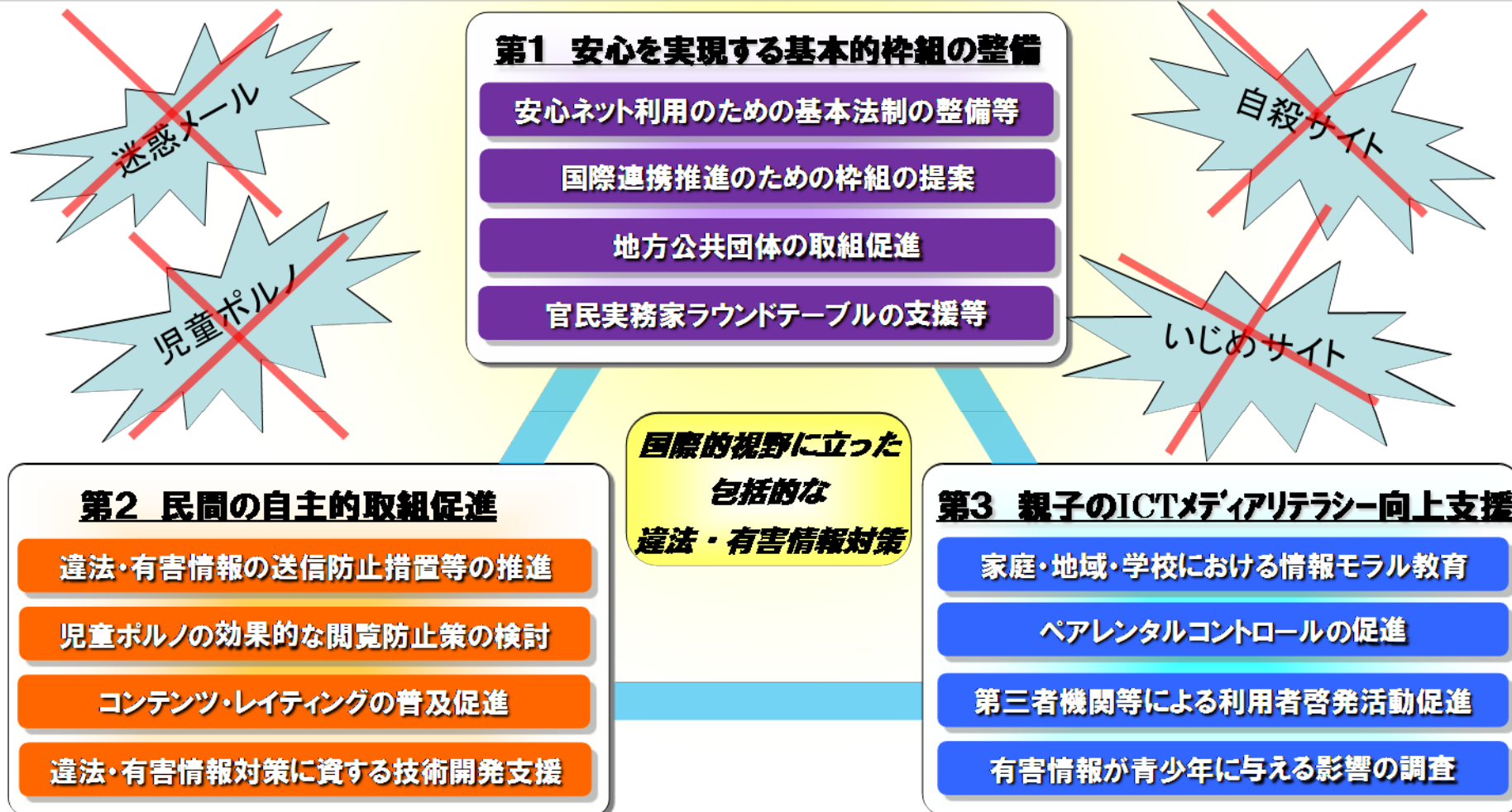
平成20年7月

総務省

# 「安心ネットづくり」促進プログラムの構成



- 第169回国会において「青少年インターネット利用環境整備法」及び「改正特定電子メール法」が成立。その施行に向け、関連施策の具体化への早急な着手が必要。また、インターネット上の違法・有害情報対策を効果的・効率的に推進するとの観点から、民間の自主的取組の一層の促進とICTメディアリテラシーの強化が要請。
- このため、総務省においては、国際的視野も持ちつつ、違法・有害情報対策の包括的政策パッケージとして「安心ネットづくり」促進プログラムの策定に着手。7月中旬から、総務省の「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」において検討を開始し、本年中に策定予定。



# 1. 安心を実現する基本的枠組の整備



## 1. 安心ネット利用のための基本法制の整備等

- 有害情報については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」に基づく取組を実施(フィルタリング推進機関検討等)
- 違法情報については、プロバイダ等の対応の在り方、必要な措置等について検討
- 改正特定電子メール法に基づく執行強化のための必要な体制の整備

## 2. 国際連携推進のための枠組の構築

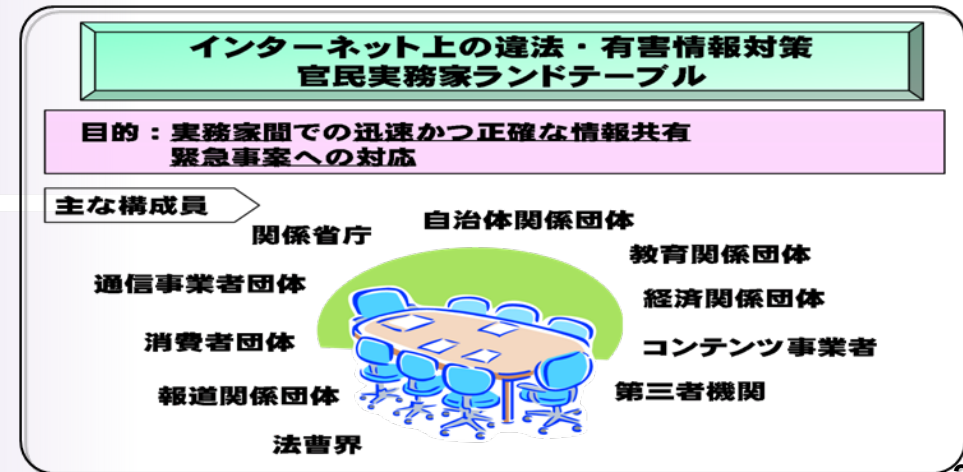
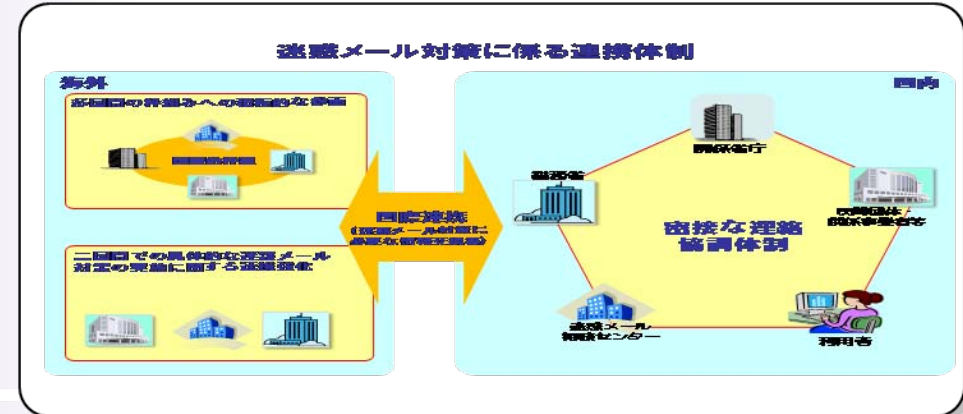
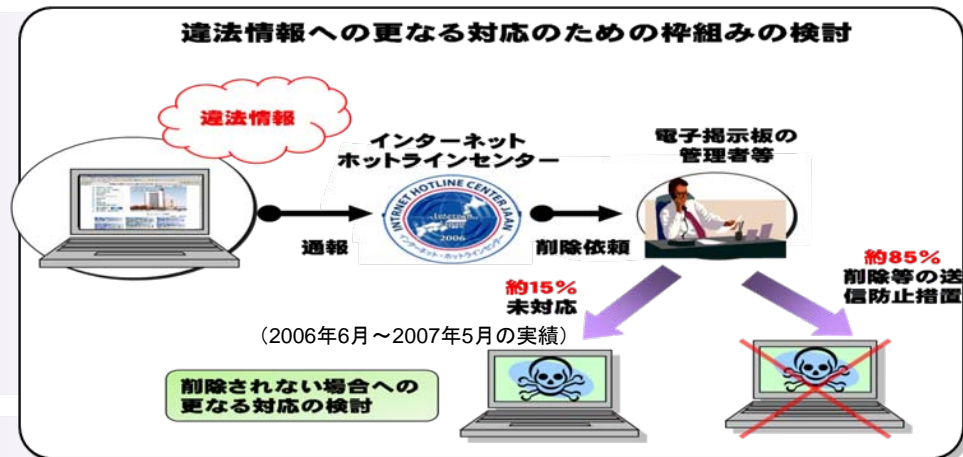
- 安心ネット利用のための基本法制や民間の自主的取組などについて国際的に連携できる環境を日本主導で構築
- 特に「ケータイ文化」の先進国である日本の取組(第三者機関であるEMAの取組等)を諸外国に発信(国際会議等で提案)
- 急増する海外発の迷惑メールに関し、諸外国との連携強化、情報交換の促進を通じて、迷惑メール撲滅に向けた先導的役割を担当

## 3. 地方公共団体の取組促進

- 違法・有害情報について法制度や民間の自主的取組などを踏まえながら地方公共団体がそれぞれ工夫した取組を行うことを推進

## 4. 官民実務家ラウンドテーブルの支援等

- 「インターネット上の違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の緊急時の情報共有の在り方など、状況に応じた対応手順の検討等につき積極的に支援
- 迷惑メール対策に関しても、官民の関係機関間の密接な連絡・協力体制を構築

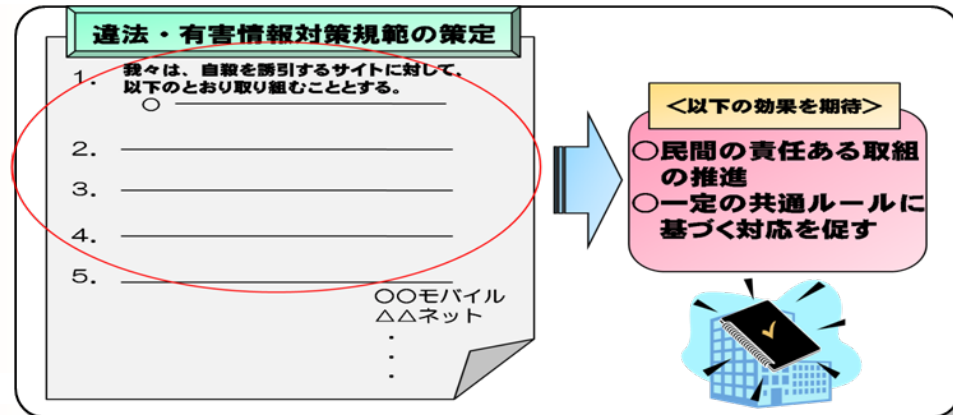


# 2. 民間の自主的取組促進



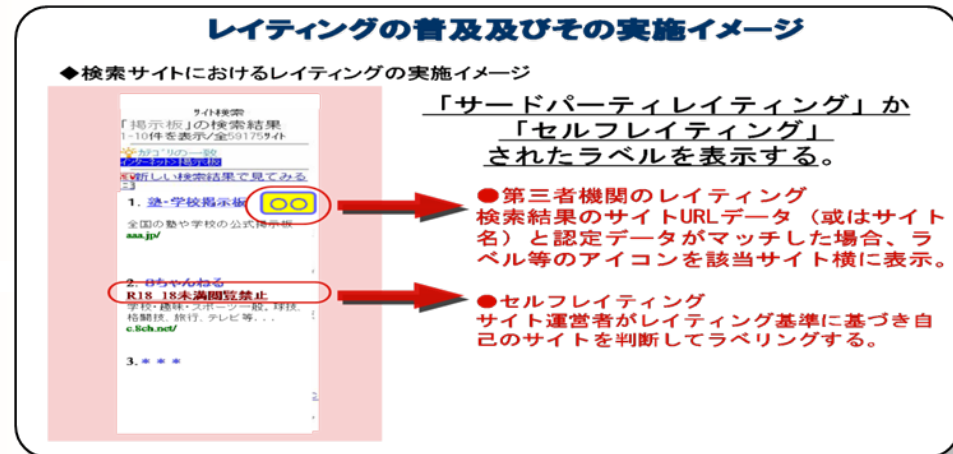
## 1. 違法・有害情報の送信防止措置等の推進

- 違法・有害情報の削除等を進める民間の体制強化の支援
- 民間における違法・有害情報対策規範の策定を促し、一定のルールに基づく違法・有害情報削除等の自主的取組を推進
- 迷惑メール対策に関し、ISPによる対策促進のための環境整備



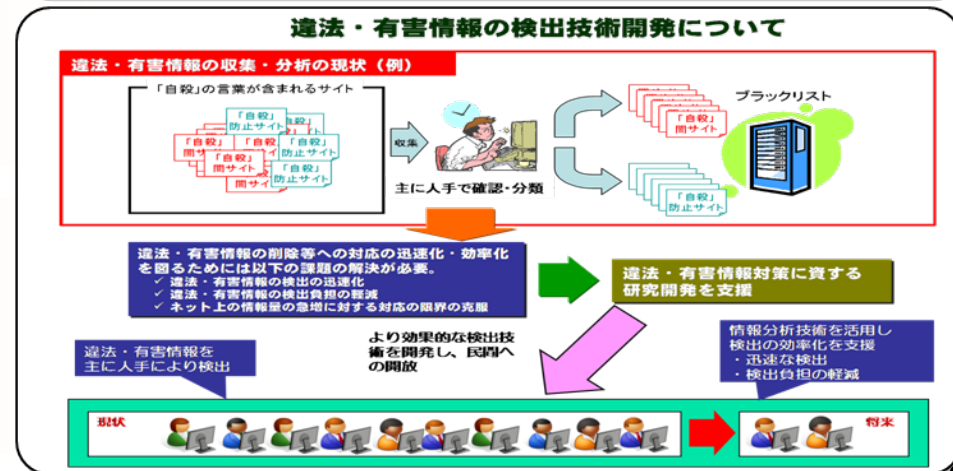
## 2. 児童ポルノの効果的な閲覧防止策の検討

- 児童ポルノについて事業者の自主的取組として効果的な閲覧防止策について検討



## 3. コンテンツ・レーティングの普及促進

- インターネット上のコンテンツに関し、第三者機関によるレーティング基準の策定とその周知を促進
- 利用者にとってコンテンツ選択の手がかりとなるよう、コンテンツ発信者によるセルフレーティングの普及促進



## 4. 違法・有害情報対策に資する技術開発支援

- 違法・有害情報の対応を行うコンテンツ事業者等の負担を軽減するために、インターネット上の情報検出技術の開発を支援し、民間における利用の普及を促進

